

国際交流事業推進基金条例

平成元年三月二十七日
条例第三号

国際交流事業推進基金条例をここに公布する。

国際交流事業推進基金条例

(設置)

第一条 国際交流事業の推進に必要な財源を確保するため、国際交流事業推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一部改正〔平成一〇年条例三号〕

(運用)

第三条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

一部改正〔平成一〇年条例三号〕

(繰替運用等)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正〔平成一〇年条例三号〕

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国際交流事業の推進のための財源に充て、又は基金に繰り入れるものとする。

追加〔平成一〇年条例三号〕

(処分)

第六条 基金は、国際交流事業の推進のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

追加〔平成二五年条例一六号〕

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十五日条例第三号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条から第八条までの規定による改正前の各条例の規定に基づき設けられている平成九年度の各特別会計歳入歳出予算に係る出納については、平成十年五月三十一日まで、当該各特別会計は、存続するものとする。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。